

ふくい型教育機会保障モデル構築事業における
伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

ふくい型教育機会保障モデル構築事業における伴走支援業務委託

2 業務の目的

国において、2040年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保と、生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす学びの実現に向けた取組に対して、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

このことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする教育環境の整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立鯖江高等学校を選定し、学校規模や地域的条件、生徒の多様な背景等にかかわらず、生徒一人ひとりが自らの興味・関心や進路希望に応じて学びを選択できる「多様な生徒の学び」と、探究活動を通じて深い学びを実現する「質の高い学び」を保障する「ふくい型教育機会保障モデル」の構築を推進する。

今回、改革先導拠点校が、産学官一体となって教育改革を着実に推進するとともに、地域全体で「ふくい型教育機会保障モデル」を構築していくための伴走支援について、本委託により行うこととする。

3 改革先導拠点場所

福井県立鯖江高等学校

4 事業費

10,000,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務内容

業務の内容は、改革先導拠点における教育改革の実現および協力校への展開を目的として、以下の業務を遂行する。

（1）事業全体マネジメント支援

ア ビジョン・戦略策定支援

A 現状分析・ニーズ把握支援

- ・改革先導拠点校、協力校、大学、企業、自治体その他関係機関へのヒアリング
- ・地域課題、人材育成ニーズおよび教育課題の整理・分析
- ・高校教育改革および探究学習等に係る先進事例調査

B 事業計画策定支援

- ・3年間の事業計画策定
- ・年度実施計画およびロードマップ作成
- ・2040年を見据えた中長期ビジョン策定

C 推進体制構築・運営支援

- ・プロジェクトチーム運営体制構築
- ・運営指導委員会の企画・運営および資料作成
- ・コンソーシアム運営体制および関係機関連携体制の構築
(連携先開拓、会議の企画・運営、分科会運営支援、会議資料・報告資料作成等)

イ 進捗管理・評価支援

A KPI 管理支援

- ・成果指標および活動指標に係るデータ収集、集計および分析
- ・KPI 進捗管理ダッシュボード作成
- ・KPI 達成状況の整理および共有

B 事業評価支援

- ・事業実施状況の評価および分析（中間評価および年度末評価含む）
- ・評価結果に基づくフィードバック資料作成

C PDCA 運営支援

- ・改善提案作成
- ・課題整理および対応策検討
- ・改善状況のフォローアップおよび進捗確認

ウ 社会的インパクト評価支援

A 評価設計支援

- ・社会的インパクト評価に係るロジックモデル設計
- ・評価指標および評価方法設定

B 資質・能力評価支援

- ・自己効力感および課題発見・解決能力、協働力、地域参画意識、キャリア形成意識に関する評価手法設計
- ・評価ツールおよび調査手法開発

C アンケート調査支援

- ・生徒および教職員、保護者、地域関係者対象アンケート設計・実施・分析

D 効果分析支援

- ・資質・能力の変容分析、地域への波及効果分析
- ・不登校生徒を含む多様な学習者への教育効果分析

エ 国対応支援

- ・文部科学省提出資料、文部科学省ヒアリング対応資料作成

(2) 遠隔授業ネットワーク構築支援

ア 遠隔授業運営支援

- ・遠隔授業ネットワークセンター校運営体制構築
- ・協力校との連携調整

イ 教員研修支援

- ・遠隔授業に関する教員研修の企画および運営

ウ 県内展開支援

- ・実践事例整理、普及モデル作成支援
- ・協力校および県内高校への展開方策立案、教員研修の実施

(3) 学校設定科目開発・運営支援

ア 学校設定科目「地域探究」支援

- ・学校設定科目「地域探究」のカリキュラム設計
- ・教材開発
(デザイン思考、データサイエンス、プレゼンテーション、地域デザイン等)
- ・探究活動支援
(外部講師・メンターの発掘・確保、フィールドワーク実施調整、企業とのマッチング等)
- ・指導資料作成

イ 学校設定科目「デジタル探究」支援

- ・IT企業との連携調整 (デジタルファブリケーション機器活用支援含む)

ウ 学校設定科目「地域創生」支援

- ・来協働プラットフォームふくい、県内大学との連携調整 (単位互換制度等設計支援を含む)
- ・高大接続型学習プログラム構築

エ 県内展開支援

- ・実践事例整理、普及モデル作成支援
- ・協力校および県内高校への展開方策立案、教員研修の実施

(4) 地域連携支援

ア 探究活動支援

- ・外部講師およびメンターの発掘および確保
- ・フィールドワーク実施調整
- ・地域課題と探究活動のマッチング

イ 未来協働プラットフォームふくい連携支援

- ・大学との連携調整
- ・高大接続事業の企画および運営支援
- ・大学生チューター制度運営支援

(5) 地域共創スペース活用支援

ア 大学生チューターによる学習相談会、自習室整備

- ・未来協働プラットフォームふくい、県内大学との連携し大学生の確保
- ・会場日程等の調整

イ 県教委が主催する「学校の枠を超えた学び」を支援

- ・主体的な学びサークルの人材マッチング、活動整理等
- ・学習講座および総合型選抜対策講座の企画・運営支援等

ウ 県内展開支援

- ・実践事例整理、普及モデル作成支援
- ・協力校および県内高校への展開方策立案、教員研修の実施

(6) 地域コーディネーター配置

- ・令和9年度4月以降に地域コーディネーターを配置するための計画策定

(7) 自律自走化支援

ア 体制構築支援

- ・事業終了後の推進体制設計
- ・持続可能な運営体制構築

イ コンソーシアム継続支援

- ・コンソーシアム継続運営モデル構築
- ・運営体制整備

ウ 地域コーディネーター継続運用支援

- ・地域コーディネーター継続配置モデル構築
- ・運営手法整理

エ ロードマップ策定支援

- ・令和9年度以降の事業展開計画策定
- ・県内展開ロードマップ策定

(8) 事業促進のためのアドバイザー

ア 高校改革アドバイザー

- ・事業全体に対する指導助言
- ・改革先導拠点校のビジョン、戦略、評価基準、個別施策等に対する指導助言
- ・協力校への指導助言

7 受託者の実施体制

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって、業務責任者や担当者等を選任し、コーディネーター等の配置体制や指揮命令系統、バックアップ体制等を構築し、業務の円滑な推進ができるよう十分な体制をとること。
- (2) 受託者は、契約締結後、すみやかに、委託業務実施体制表を提出し、県の承認を得ること。

8 業務進捗状況及び完了報告

- (1) 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ実施する。
- (2) 実施期間中は、県と協議のうえ定める頻度で経過報告等を行い、必要に応じ実施方法等の変更を行う。
- (3) 受託者は、業務期間中、県の求めに応じ、業務の進捗状況に関する報告を行う。
- (4) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告する。

9 成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業推進状況のアセスメントに関する報告書
- (2) 社会的インパクト評価に関するロジックモデル、指標、調査結果報告書
- (3) K P I 進捗管理シートおよびフィードバック資料
- (4) 協力校への普及用資料
- (5) 業務完了報告書
 - ア 令和8年度における活動報告
 - イ 令和9年度以降のコンソーシアム運営手法、事業全体の設計及びロードマップの策定につ

いての具体的な提案

1 0 委託料

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておく。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

1 1 特記事項

- （1）本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- （2）受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- （3）個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- （4）本業務を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- （5）本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関及び県が本事業に関連した別に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。
- （6）本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用权は、全て福井県に帰属する。
- （7）本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- （8）成果物に第三者の著作物等を使用する場合、受託者の責任と費用負担で必要な手続きを行うこと。万一、第三者から権利侵害等の申し立てがあった場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。